

神戸市看護大学学内情報システムにおける学生のWeb利用について（内規）

（目 的）

第1条 この規程は、神戸市看護大学学内情報システム運用規程第7条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学（以下、本学）の学内情報システムを利用した学生のホームページの公開について必要な事項を定める。

（利用者の資格）

第2条 本学の学内情報システムを利用した学生のホームページの公開については、次の各号を全て満たす団体について許可するものとする。

- (1) 本学在籍者のみで構成されるクラブ、演習等の団体であり、担当教職員が決定していること
- (2) Web開設目的が学生委員会で承認されていること

2 前項の他、情報化推進委員会が認めた団体。

（運営時の遵守事項）

第3条 ホームページの公開内容については、掲示物等の承認に準じた学生部の承認を受けなければならない。

- 2 ホームページ利用に関する倫理ガイドラインに抵触しない使用であること
- 3 学内情報システム、本学広報システムなどの運営に伴うシステムの停止等により重大な影響を受けない情報発信目的であること
- 4 学内情報システムの運営に必要な情報センター長から指示される事項に従わなければならない。

（利用資格の取得）

第4条 本学の学内情報システムを利用してホームページを公開しようとする者は、情報センター長に別紙様式に従って利用申請をしなければならない。

- 2 情報センター長は情報化推進委員会に諮って利用許可を行う。
- 3 年度を越えて利用するときは、情報センター長に対して利用継続の申請をしなければならない。

（利用資格の停止または喪失）

第5条 情報センター長は、利用者がこの規程及び学内情報システム利用規程など別途定める規程、ガイドライン等に明らかに違反したと判断したときは、当該Webの公開を停止または、その利用を制限することができる。

- 2 情報センター長は、学生部長並びに広報委員長から公開の停止または利用を制限する依頼があったときは、当該Webについてその処置を行う。
- 3 以下の各号に該当する場合は、利用資格は喪失するものとする。
 - (1) 第2条各号のいずれかを満たさなくなったとき
 - (2) 情報センター長が利用資格喪失の決定をしたとき

附 則

この内規は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年11月8日から施行する。